

2019年10月8日

報道関係者 各位

株式会社静岡銀行  
浜松いわた信用金庫

## 静岡銀行・浜松いわた信用金庫における相続手続の共通化について ～相続手続の簡素化を実現～

静岡銀行（頭取 柴田 久）と浜松いわた信用金庫（理事長 御室健一郎）では、地域のお客さまの利便性向上を目的として、預金等の相続手続にかかる書類・手続きを共通化することとしましたので、その概要をご案内します。

1. 実施日 10月15日（火）

### 2. 取組みの背景・概要

- 高齢化社会の進展など、今後、預金等の相続の増加が予想されるなか、現状、金融機関の相続手続は煩雑であったり、金融機関ごとに必要書類が異なるなどの課題がありました。
- こうしたことから、静岡銀行と浜松いわた信用金庫では、地域のお客さまのご負担を少しでも軽減できるよう、預金等の相続手続を共通化することとしました。
- 具体的には、相続手続の際にお客さまにご記入いただく書類を共通化するとともに、一定の基準を満たすお客さまについては、相続人代表者1名のみでの署名・捺印で手続を可能とするなど、取扱を簡素化・共通化することとしました。
- 今後は、本取り組みを静岡県内の金融機関にも拡大させることで、さらなるお客さまの利便性向上に努めるとともに、銀行における事務の合理化・効率化に取り組みます。

（注）本件は、相続手続を共同で行うものではないため、各金融機関への書類等の提出は必要です。  
また、各金融機関で一部相違する取扱もあります。

### 3. 今後の予定

- 今回の相続手続の共通化については、静岡県銀行協会・静岡県信用金庫協会を通じて、静岡県内金融機関への拡大を進めていく方針です。

#### 【共通化を予定している金融機関】

- ・スルガ銀行、清水銀行、静岡中央銀行、しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、沼津信用金庫、三島信用金庫、富士宮信用金庫、島田掛川信用金庫、富士信用金庫、遠州信用金庫